

年 月 日

大阪市動物管理センター所長 様

申請者の氏名
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 申請者の住所
 事業所の名称
 事業所の所在地
 登録の業種
 電話番号
 （※動物取扱業の登録と同一のこと）

登録申請書

おおさかアニマルパートナーシップ制度事業実施要領第4条第1項第一号の規定に基づき、以下のとおり申込みいたします。

以下の□にチェックを記入してください。

下記の登録基準を満たします。

（※一事業所で複数業種の登録を持つ業者は、業種ごとの基準をすべて満たすこと。）

登録基準を満たすことができなくなった際は登録申請の取り下げ又はパートナーシップの解消に同意します。

担当者 氏名		連絡先	
-----------	--	-----	--

記

【登録基準】

一 全業種共通基準は、以下のとおりとする。

イ 次のいずれの法令も遵守していること

- (1) 狂犬病予防法
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「法」という。）
- (3) 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例
- (4) 大阪市動物の愛護及び管理に関する条例
- (5) 法第12条1項第五号、第六号に規定されている法律（(1)(2)を除く。）

ロ 事業者（法人の場合、法人の役員を含む。）が、次のいずれにも該当しない者であること

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者
- (2) 大阪市（以下、「市」という。）の指名停止措置を受けている者
- (3) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (4) 市の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

ハ マイクロチップの普及啓発に協力すること

ニ 市に事業協力を行うこと

ホ 本制度の登録にあたって、動物取扱責任者に市又は大阪府の実施するパートナーシップ講習会を受講させ、動物取扱責任者に変更があれば、その都度受講させること

ヘ 市民が飼えなくなったペットの新しい飼い主探しに協力すること

ト 個体識別措置を実施すること（実施内容は業種ごとに、次号以降に定めるところによる。）

チ 一、ハ、ニ、ヘに基づいて、実施した活動について活動記録（様式1）を作成し事業年度終了後、4月末日までに市に提出すること

なお、事業年度とは、パートナーとなった日から次の3月31日までとし、次年度以降は4月1日から翌年の3月31日までとする。

リ 動物管理センター所長が、法第一条の目的を鑑み、適正と認めること

二 販売業の基準は、以下のとおりとする。

イ 個体識別措置の実施

- (1) 取扱動物にマイクロチップを挿入し、所有者情報を登録すること
- (2) 顧客にマイクロチップの挿入及び登録等にかかる諸費用について、説明すること
- (3) 販売が決まった取扱動物については、飼い主情報をマイクロチップデータベースに登録すること
- (4) マイクロチップリーダーを設置し、飼い主にマイクロチップの番号や挿入部位、データ変更時の手続きについて説明すること
- (5) マイクロチップを挿入することで生命に影響を及ぼすおそれのある動物は、他の方法で代替すること
- (6) マイクロチップ登録の控えを5年間保管し、市の求めに応じて提出すること

ロ 取扱動物の繁殖を行った業者名を掲示すること

ハ 顧客から誓約書(様式2)を徴取し、5年間保管し、市の求めに応じて提出すること

二 販売時には、顧客に適正飼養・終生飼養に関する事項を説明し、顧客にチェック

シート(様式3)に記入させたものを、誓約書に添付して5年間保管すること

三 貸出し業・展示業の基準は、以下のとおりとする。

イ 個体識別措置の実施

- (1) 取扱動物にマイクロチップを挿入し、所有者情報を登録すること
- (2) マイクロチップを挿入することで生命に影響を及ぼすおそれのある動物は、他の方法で代替すること
- (3) マイクロチップ登録の控えを5年間保管し、市の求めに応じて提出すること

ロ 取扱動物の繁殖を行った業者名を掲示すること

- (1) 保護動物については申請者名を掲示すること
- (2) 貸出し業については借主に求められれば提供すること

四 競りあっせん業の基準は、以下のとおりとする。

イ 個体識別措置の実施

- (1) 取扱動物はマイクロチップを挿入した動物であること
- (2) マイクロチップの挿入及び登録等にかかる諸費用について、売り手から買い手に説明させること
- (3) マイクロチップを挿入することで生命に影響を及ぼすおそれのある動物は、他の方法で代替すること

ロ 取扱動物の繁殖を行った業者名を掲示すること

ハ マイクロチップリーダーを設置し、取扱動物について挿入の有無を確認し、取引状況記録台帳等に記録すること

五 譲受飼養業の基準は、以下のとおりとする。

イ 個体識別措置の実施

- (1) 取扱動物にマイクロチップを挿入し、所有者情報を登録すること
- (2) マイクロチップを挿入することで生命に影響を及ぼすおそれのある動物は、他の方法で代替すること
- (3) マイクロチップ登録の控えを5年間保管し、市の求めに応じて提出すること

六 保管業・訓練業の基準は、以下のとおりとする。

イ 個体識別措置の実施

- (1) 取扱動物が所有者明示されていること
- (2) マイクロチップリーダーを設置し、取扱動物について挿入の有無を確認すること

ロ 取扱動物がワクチン接種および内部外部寄生虫の予防が済んでいること

ハ 取扱動物のワクチン接種、内部外部寄生虫の予防、所有者明示の方法について、取引状況記録台帳等に記録すること